

経済建設常任委員会会議録

平成26年6月27日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：35

案 件

1. 議案第64号 市道路線の廃止
2. 議案第65号 専決処分の承認（平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））

報告事項

1. 産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の認定について（産学振興課）
2. 飯塚市新技术・新製品開発補助金及び販路開拓支援補助金の採択について（産学振興課）
3. 公園施設長寿命化計画について（都市計画課）
4. 明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟概要について（建設総務課）
5. 工事請負契約について（上下水道局総務課）
6. 工事請負変更契約について（土木建設課）

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第64号 市道路線の廃止」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○建設総務課長

「議案第64号 市道路線の廃止」について、補足説明をさせていただきます。議案書の48ページをお願いいたします。道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回廃止する路線は、1路線、延長204.1メートルでございます。路線明細の1番の路線は代替道路である市道 黒岩・堤田2号線の供用開始に伴い、路線廃止を行うものでございます。路線箇所は、49ページの市道認定路線図に記載しております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第64号 市道路線の廃止」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第65号 専決処分の承認（平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○事業管理課長

「議案第65号 専決処分の承認（平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））」について、補足説明をいたします。

特別会計補正予算書（平成26年5月31日専決分）の1ページをお願いいたします。歳

入・歳出それぞれ50億5500万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を207億1044万6千円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、平成25年度決算見込額におきまして、歳入、歳出、差引き14億461万1298円の歳入不足となりますので、地方自治法第179条第1項及び同法施行令第166条の2の規定に基づき、平成26年度予算から繰上充用を行うため、専決処分を行ったものであります。

予算書の2ページをお願いいたします。歳出の4款 前年度繰上充用金、1項 前年度繰上充用金、補正額14億461万2千円でございますが、平成24年度繰上充用金額9億8712万5298円と比較して4億1748万6702円増加しています。これは平成25年度単年度決算見込額において、歳入不足が生じたことによるものでございます。

そのほか、歳入の勝車投票券発売収入とそれに関連する歳出経費の補正によりまして、収支のバランスをとっております。

手続の時期といたしましては、出納整理期間内に行うのが通例となっておりますので、5月31日付で補正予算の専決処分を行ったものでございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第65号 専決処分の承認（平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の認定について」、報告を求めます。

○産学振興課長

「産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の認定について」、説明をさせていただきます。地域における創業の促進を目的といたしまして、市町村が創業支援事業者と連携して策定する創業支援事業計画を飯塚市においても策定いたしまして、国に対して平成26年6月4日付で申請を行っておりましたが、このたび6月20日付で認定されましたので、その内容について報告をさせていただきます。

配付資料に沿って、説明させていただきます。この創業支援事業計画についてですが、これは本年1月20日に産業競争力強化法が施行されまして、地域の創業を促進させる施策として、国においては市区町村が民間事業者と連携し創業支援を行っていく取り組みを支援していくことが打ち出されました。具体的には、市区町村が地域の金融機関、NPO法人、商工会議所、商工会などの民間の事業所と連携して行う創業支援の事業について計画を策定しますが、それにつきまして国が実効性や実現性があると認めたものに対しまして、国の認定を受けることができるというものです。

2番目のところに示しております認定申請の背景ですが、本市にはご承知のとおり大学や研究機関、また産業支援機関等の知的資産が集結しておりまして、これらを活用して新産業創出

のための施策を体系的に取りまとめましたビジョンを打ち出しております。そのビジョンの中で、「人と産業が集まり成長するまち」を目指すこととしておりまして、今回のこの取り組みは本市が創業支援を明確に打ち出すことによって、この飯塚で創業したいと考える人が集まってくることを期待するものであります。

3番目のところに示しております本市計画の概要ですけれども、この計画には実は数値目標を掲げることが求められているために、この資料に示します関係機関が各種の事業を展開しつつ連携することによって、さまざまな業種において年間約150名の創業支援を行い、その中から21件の創業の実現を目指すものとしております。この事業の体系図につきまして、2ページの資料のところに添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

それから4番目の、この計画の認定による国の支援策ですけれども、まず創業を支援するための各種事業を実施する創業支援事業者に対しましては、市区町村を除きまして国の補助金を活用しての事業の実施が可能となります。

それから(2)のところに示しております創業者に対しましては、そこに示しておりますとおり、株式会社を設立する際の登録免許税の軽減やそれから創業関連保証、保証枠の拡大などの特典を受けることができるというものです。

実は、今回の認定は国におきまして2回目の認定となります。福岡県では、第1回目の認定で福岡市が認定されておりました。この第2回目の認定で、北九州市と久留米市、そして飯塚市が認定されております。第1回と第2回の認定によりまして、全国では177市区町村が認定を受けたことになっております。

以上、簡単ではありますが、「産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の認定について」、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市新技術・新製品開発補助金及び販路開拓支援補助金の採択について」、報告を求めます。

○産学振興課長

本年度、中小企業を対象といたしました2件の補助制度につきまして採択を決定いたしましたので、報告をさせていただきます。配付しております資料の補助金の順番に沿って説明させていただきます。

まず、飯塚市新技術・新製品開発補助金について、報告いたします。この補助金は、商品化されていない新製品の開発や新製造法の開発等の研究開発を行う市内の中小企業者に対しまして、その研究開発活動に要する経費の一部を補助することによって、技術開発力の向上及び製品の高付加価値化などを目的として交付している補助事業でございます。この補助事業は、補助額が対象経費の3分の2以内、200万円を限度としております。

平成26年度におきましては、4月1日から4月21日まで公募を行いまして、2件の申請がありました。その内容につきまして、飯塚市新産業創出支援事業補助金審査会を開催いたしまして審査を行った結果、資料のとおり1社が採択されましたのでご報告いたします。

なお、本事業につきましては、本日6月27日まで二次募集を行っております。

次に、販路開拓支援補助金の採択結果について、ご報告をいたします。この補助金は、新規性、独創性及び市場性があり、実現可能性があると認められる生産計画を有しながらも、販路の開拓に課題を抱える市内の中小企業に対しまして、その販路開拓に要する経費の一部を補助することによって市場参入及び事業の拡大を支援していくという補助金の制度でございます。こちらの補助額は対象経費の3分の2以内、100万円を限度としております。

今年度につきましては、4月1日から4月30日まで公募を行い、3件の申請がっております。その内容につきまして、飯塚市販路開拓支援補助金審査会で審査いたしまして採択審査を行った結果、資料のとおり3社が採択されましたので、ご報告をいたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公園施設長寿命化計画について」、報告を求めます。

○都市計画課長

公園施設の長寿命化計画について、ご報告いたします。公園施設長寿命化計画は、地方公共団体における公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化を図ることを目的に策定するものであります。

今回、公園施設の長寿命化計画を策定するに当たり、全公園数298カ所のうち遊具や園路、トイレ、照明施設等があります都市公園61カ所、その他の遊園等75カ所、合計136カ所の公園にあります公園施設5,163施設について、健全度、劣化の具合、この調査を実施しております。

A3版のカラー刷りの資料をお願いします。調査を行いました公園施設の一覧表でございます。健全度調査の結果につきましてはページ右側に記載してありますように、都市公園、その他の遊園別に遊戯施設や休憩施設の区分におきまして4段階の劣化判定をしております。A判定は健全、日常の維持保全で管理が可能。B判定は軽微な劣化がある状態、劣化部分については定期的な観察が必要。C判定につきましては重度な劣化がある状態で、部分的な補修もしくは更新が必要。D判定になりますと重要部材に重度な劣化がある状態で、利用を禁止する、あるいは緊急な補修・更新が必要なものというふうな形で判定をしております。

次に、資料の2ページをご覧ください。この健全度評価をもとに、施設ごとの管理類型、こちらは予防保全型、事後保全型と2類型によりまして一定の管理水準、これは先ほどの健全度と内容は同じですが、この健全度を保つための補修等を行うことで使用期間の延長を図りまして、ライフサイクルコストの縮減を図るものでございます。また、公園の規模や利用頻度、利用形態なども加味いたしまして優先度を評価し、あわせて維持管理予算の平準化を図るというものでございます。

この公園施設長寿命化計画をもとに、都市公園におけます公園施設の改築、更新にかかわる維持管理につきましては、国庫補助事業等を活用しながら実施したいと考えております。

以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟概要について」、報告を求めます。

○建設総務課長

明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟概要について、報告いたします。平成26年6月25日午後3時30分より、福岡地方裁判所において裁判が開催されました。その場で原告より「訴えの変更申立書」の提出があった旨の報告があり、その書面は本市にまだ届いていませんが、本日配付しております資料をご覧ください。「明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟概要について」の変更前、左側のほうになります。①の「飯塚市長が、原告に対して、平成

24年5月26日付で行った道路法47条の3第1項の規定に基づく措置命令を取り消す」という部分を、右の変更後の④のとおり取り下げるという内容とのことです。

手元に書面が届いておらず、その理由等も報告があっていないため詳細は不明ですが、平成24年5月26日付で行った措置命令については、市のほうが弁明の機会の欠如、位置を示す図面等の不備など行政手続が誤っていたため、平成25年12月2日付で解除しておりましたので、平成24年5月26日付の措置命令取消し請求に意味がなくなったからだと考えております。

資料の②、③については、変更はありません。

また、次の裁判期日は9月3日となっています。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○坂平委員

一応確認ですがね、いま説明がありましたとおり、当初飯塚市のほうが制限令をかけた。これは一応確認ですが、ABC工区路線の中で、これを飯塚市が制限令の解除、取り下げをしたということでもいいんですかね、解釈は。

○建設総務課長

当初、飯塚市が措置命令をかけた部分につきましては、明星寺1号線ということでかけておりました。その表示としましては、明星寺1号線というのは団地のほうへ上っていく道も含めたところなんですけど、いまご質問者言われますように、直線部分について位置図面等が先ほど言いましたように誤っていたというふうなことで、そういうことも含めまして弁明の機会の欠如とか、そういう書類的な不備、そういうものも含めまして措置命令を12月にかけ直したということでございます。

○坂平委員

いや、措置命令をかけ直したということをお聞きするわけじゃないんです。だから、一番当初、制限令をかけた明星寺1号線か。これがまだ市道認定されてない里道の分まで、BC工区までかけとったということが、この明星寺1号線に入らない分までかけとったということだったんですかね。

○建設総務課長

当初措置命令をかけたときに、その図面についても明星寺1号線についての明確な図面等もつけてなかったということで、いま言われてますBC間、姿・囲線になろうかと思いますが、その部分については当初の図面には明記してなかったという、明記というか明星寺1号線というものは別ものだということでございます。

○坂平委員

だから、明星寺1号線に認定していない箇所まで制限令をかけて標識を立てとったということでもいいんですかね。

○建設総務課長

いま質問者言われますように、結果的にはそういうことになろうかと思えます。

○坂平委員

それを間違えがわかったということで、その制限令を解除されたんですね。ここ日づけが入るとるように。えっと、これ解除されたのはいつですかね。

○建設総務課長

平成25年の12月2日付でございます。

○坂平委員

その分を飯塚市がその制限令をかけとったのが間違いだったから、一応それを解除したとい

う通知を出されたんですね。どちらですかね。

○建設総務課長

先ほど言いましたように、そういうふうな明確な図面が示されてなかったということも含めましてですね、行政手続上の不備があつて過ちがあつたということで12月2日に解除し、改めて12月3日で措置命令をかけ直したということでございます。

○坂平委員

いや、不備があつたということやなくて、間違いだったんですか、どちらですか。明星寺1号線というのは、まだ囲線が道路認定、里道のままで道路認定されてない時に制限令をかけてますよね。だから1号線ではないんですよ。ところが、そこまで飯塚市さんは市側としてはそこまで制限令をかけたという認識で標識を立てられたたんでしょう。どちらですか。そのあたり明確にしてください。

○建設総務課長

当時の措置としては確かに明星寺1号線になりますが、区間的にはABCという認識でいたというふうに思います。

○坂平委員

だからね、ABCだから、BC工区は囲線の路線でしょう。だから、市道認定まだしていない道路ですよ。ところが、市としてはあくまでもその囲線、里道の分までその制限令をかけたということが、そのかけてあつたということが後でわかったのかどうなのか、調べなくてかけたのかわかりませんが、その分までかけとつた。だから、その間違いがわかったから解除したということで解釈をしとっていいんですか。

○都市建設部長

先ほど質問委員言われますように、図面の道路の表示という部分がまず違つたというのが当然でございます。それといま言われますように、道路の部分と直線部分ですね、囲線の部分のことを多分言われてるんだろうと思います。それと路線名の市道認定の路線図自体が食い違いがあつたということも含めまして、それと行政手続の部分の中で弁明の機会とかが与えていなかったということも含めまして、12月2日に措置命令を解除して新たなAB間にかけて直したということでございます。

○坂平委員

いや、私が聞きよるのは、弁明の機会を与えなかつたら解除したとかいうことじゃなくて、基本的に、一番当初に明星寺1号線ということで図面を添付されて、されてますよね。ABは明星寺1号線ですよ。BからC工区については囲線、これはまだ市道認定、その段階ではされてなかったんですね。その後に市道認定の手続をされて、この委員会にもかけられましたよね。ところが、そのBC工区の囲線まで以前は市道という判断ミスで間違つて制限令をかけたということ、私がお尋ねしよるわけです。そのあたりはどちらですか。間違つて、それがわからなくてかけとつたのかどうか。間違つてということになれば、あなたたちも返事がしにくからうから、わからなくてかけとつたということなんですか。どちらですか。

○都市建設部長

いま言われますように、線とその部分がわからなく、その路線図だけで表示を考えておりましたものですから、そのあたりでかけていたということでございます。

○坂平委員

だから、間違つてかけとつたと、わからなくてかけてあつたということで理解しとっていいですね。その後に解除をされたから、今回その相手側からもそれに対しての訴えを取り下げたという解釈でいいんですかね。

○都市建設部長

そうでございます。新たにかけて直したということで、AB間に限定したということござい

ますので、いま現在、市道でございます姿・囲線については12月の時点で措置命令がなくなったということでございますので、そのことについて取り下げをされたんじゃないかなというふうには、我々は思っております。

○坂平委員

その後一旦解除をされて、今度1号線、明星寺1号線か、ABC工区、AとBですね、この工区に対してまた制限令をかけたということですね。その中でまた相手側がまたその訴えの提起を、また起こしてきたわけですね。

○都市建設部長

表の③でございます平成25年12月3日付で行ったというのがAB区間のことでございまして、この部分の措置命令については取り消しを求めるということでございます。

○坂平委員

それで、これはですね、もうかれこれ2年ほどになるんですよ。基本的にどちらがどうということじゃなくて、飯塚市としてこういったことで顧問弁護士に任せてあるということではありましようけど、基本的には依頼をしている飯塚市の判断によるだろうと思うんですよ。あくまでも弁護士は代弁者であるんで、その意思を持って代弁をするのではなくて、市のほうの意思を弁護をしていただく方にきちっと伝えてしなければ、いつまでたってもこれは解決の糸口がつかないんじゃないですか。それと、言うように裁判所のほうも相手が公共であるんで、これは全国的判例になりますんで、そのあたりも踏まえて時間がかかるというような状況になっているのではなかろうかと思うんですよ。だから、ある程度市のほうもそのあたりを充分勘案した中でね、結論づけた形の中で答えを早く出して進めていったらどうかなというふうに思います。そのあたりは、あとは執行部のほうが考えられるだろうと思いますんで、できるだけ1日も早くの解決を見出していきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか

(ほかになし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○上下水道局総務課長

上下水道局から、工事請負契約の締結状況につきまして、お手元に配付しております資料により報告をいたします。

A4横書きの「工事請負契約報告書(上下水道局総務課)」と記載しています資料をお願いいたします。今回報告の片島ポンプ場雨水ポンプ設備工事は機械器具設置工事で、条件付き一般競争入札により契約を締結するものです。入札の執行に当たりますには、業者選考委員会で審議し、入札実施要領に基づき要件等を付して6月9日に入札を行っております。

入札は、1億6490万3040円の予定価格に対し1億4861万160円、落札率90.11%で、株式会社石垣が落札しました。この入札につきましては、9者の同額入札になりましたので、地方自治法施行令の規定によりくじ引きで落札者を決定しております。

以上、簡単ですが、工事請負契約の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○土木建設課長

工事請負変更契約の報告をいたします。お手元に配付しております「工事請負変更契約報告

書（都市建設部土木建設課）」をお願いいたします。水江雨水幹線水路改修（1工区）工事でございますが、原契約金額6670万9650円に962万7120円を増額いたしまして、変更契約金額を7633万6770円としたものでございます。

その主な理由といたしましては、矢板工の実施に当たり一部区間で低層部の地盤が想定より固かったため施工日数が多くかかり、薬液の注入量が増加したための増工としたものでございます。また、既設排水ポンプ設備改良工におきまして、ポンプ設備からの排水管を遠賀川堤体内に埋設するに当たり、遠賀川河川事務所と協議を行ってまいりましたが、現地立会をいたしました結果、堤体盛土部の安定、安全性を向上するために補強方法の変更及び堤防道路の縦断勾配を緩和し交通車両の安定性を確保するため、擦付長を増工したものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。